

ご存じですか、自賠責のこと ――。

「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ、すべての人の義務です。

◆ 自賠責制度とは…

自賠責保険・共済は、「交通事故被害者を救済する基本的な対人賠償の確保」と、万一あなたが「交通事故の加害者になってしまった場合の経済的負担を補う」制度です。

クルマやバイク（原動機付自転車を含む）1台ごとに、加入が義務づけられています。

◆ もし自賠責保険・共済に加入していなかったら…

①多額の賠償金を全額自己負担することになります。

◆死亡事故による自賠責保険金支払額平均2400万円

②加害者が支払えない場合は、被害者救済のため国が一時的に立替払いますが、全額加害者よりお返し頂きます。

◆国の立替払額は、右記自賠責限度額の範囲内となります。

○ 保険料・共済掛金（各社一律同額）

離島以外の地域（沖縄県を除く）に適用する保険料・共済掛金（単位：円）

	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
家用乗用自動車			39,120	27,840	16,350
軽自動車 （検査対象車）			36,920	26,370	15,600
小型二輪自動車 （250cc超）			18,020	13,640	9,180
軽二輪自動車 （126～250cc）	28,060	23,560	18,970	14,290	9,510
原動機付自転車 （125cc以下）	17,330	14,890	12,410	9,870	7,280

（平成26年9月現在）

◆ 交通事故の被害者数は…

（出典：警察庁交通局）

交通事故は年間に63万件近く発生し、死傷者数も78万人を超えています。

あなたが事故にあう前に、大切な「自賠責」のこと、知っておいてください。

- 交通事故の発生状況（平成25年）は、
- ・発生件数：62万9,021件
 - ・負傷者数：78万1,494人
 - ・死者数：4,373人

にも上ります。

事故にあってからでは遅いね！
ちゃんと自賠責に加入しないと！

◆ 自賠責の限度額は…

交通事故の損害の状況に応じて、被害者1人ごとに保険金・共済金が支払われます（支払限度額が決められています）。

交通事故の被害者は、加害者が自賠責保険・共済に加入している損害保険会社・共済協同組合に対して、直接、損害賠償額を請求することができます。

○ 損害の範囲・支払限度額表

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	●神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい傷害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 ●後遺障害の程度により 第1級：最高3,000万円 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人および遺族）	最高3,000万円
死亡に至るまでの傷害による損害	（傷害による損害の場合と同じ）	最高120万円

◆ 自賠責の契約から支払いまでの流れは…

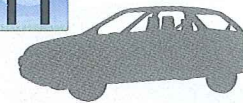
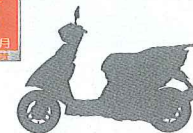
保険金・共済金は、損害保険会社や共済協同組合から支払われます。国土交通省はその支払いが適正かつ迅速に行われるよう基準を定め、監督しています。

○ 自賠責保険・共済の契約から 保険金・共済金の支払いまでの流れ



◆ 自賠責の有効期限チェック法は…

有効期限が切れていないかチェックしましょう。



排気量250cc以下のバイク（原付を含む）はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック。（ステッカーの色は、有効期限年ごとに異なります）

自動車及び排気量250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック。

◆ ステッカーの貼替え忘れにご注意 !!

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運行した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠法令	自動車損害賠償保障法違反	道路運送車両法違反

◆ 自賠責は強制加入です！ でも簡単に入れます

各損害保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマ・バイクの販売店などの代理店でも、簡単な手順で加入できます！

250cc以下のバイクなら、一部のコンビニや郵便局、インターネットでも、簡単な手順で加入できます！

詳しくは…

<http://www.jibai.jp>
（携帯からも見られます）

QRコード



◆ 自転車保険について

自転車は自賠責保険・共済に加入できません。

自転車による事故も補償対象とする保険・共済には個人賠償責任保険・共済などがあります。

ご加入希望の方は、各損害保険会社または共済協同組合へお問い合わせください。